

天童市民病院第2次中期経営計画の概要

平成31年3月1日

天童市民病院

1 計画策定の趣旨

- (1) この計画は、天童市民病院（以下「市民病院」という。）の経営に係る目標及びその具体的な取組を示すことにより、公立病院である市民病院が安定した経営の下で他の医療機関と適切な役割分担を図りながら、今後とも、継続的に市民を始めとする利用者（以下「利用者」という。）に対して必要な医療を提供する重要な役割を担うために策定するものです。
- (2) この計画を策定し、及び実行することにより、市民病院の効率的かつ効果的な経営を図るとともに、医師を始めとする必要な医療スタッフを適切に配置するなどの医療体制を整備し、安定的かつ持続可能な経営を目指します。

2 計画の位置付け

この計画は、国の新公立病院改革ガイドライン、山形県地域医療構想及び天童市の上位計画である第七次天童市総合計画との整合性を十分に図りながら、市民病院の経営の改善について、総合的に取り組むための指針となるものです。

3 計画の期間

- (1) この計画は、天童市民病院中期経営計画（平成26年度から平成30年度まで）の内容を引き継ぐものであり、また、国の新公立病院改革ガイドライン及び山形県地域医療構想の期間を考慮し、計画期間を2019年度から2023年度までの5か年間とします。
- (2) 国の医療制度の改革や利用者からの医療ニーズの変化等に迅速に対応するため、必要に応じて、計画内容の見直しを行います。

4 経営の重要課題

市民病院の経営の重要課題は、次のとおりです。

- (1) 医療ニーズの変化等に対応する医療体制の整備
- (2) 利用者から信頼される医療サービスの提供と職員の資質の向上
- (3) 経常収支の黒字化等の財務基盤と持続可能な経営の確立
- (4) 地域包括ケアシステムと在宅医療の充実

5 計画の構成

第2次天童市民病院中期経営計画の構成は、次のとおりです。

- (1) 基本計画
- (2) 市民病院の現状と課題
- (3) 市民病院の果たすべき役割
- (4) 市民病院の経営方針
- (5) 数値目標と収支計画
- (6) 目標を達成するための具体的な取組
- (7) 計画の達成状況の点検及び公表

6 一般会計からの基準外繰入れ

現在、市民病院の経営改善を図るための経営再生アクションプランを実施していることを踏まえ、この計画の期間中における一般会計からの基準外繰入れ（国の基準に基づかない繰入れ）については、次のとおりとします。

- (1) 市民病院の建設及び医療機器等の改良に要する経費（2分の1）
- (2) 企業債の元金償還及び支払利息に要する経費（2分の1）
- (3) 職員の退職給付費

7 市民病院事業会計の欠損金の処理及び退職給付引当金の計上

- (1) この計画を実行することによって市民病院の経営の改善を図り、計画の最終年度である2023年度に市民病院事業会計の欠損金を全て処理します。
- (2) また、2024年度の天童市民病院事業会計予算に市民病院の職員に係る退職給付引当金を計上します。